

## 暗号に関する特則

本「IBM 機械コードのご使用条件 暗号に関する特則」(以下「特則」といいます。)の条件は、「IBM 機械コードのご使用条件」(以下「ご使用条件」といいます。)に追加するもので、暗号化および暗号機能を提供するコードを含む機械における機械コードの使用に、かかる条件の双方が適用されます。ライセンシーは、かかる機械または暗号機能を IBM または第三者のいずれから取得したかにかかわらず、機械コードを含み、暗号機能が構成された機械の使用を開始することにより、本特則の条件に同意するものとします。本特則で規定されていない条件は、ご使用条件で規定されています。本特則の条件とご使用条件の条件との間に矛盾が生じた場合は、本特則の条件が優先するものとします。

### デジタル証明書の認証

ご使用条件で定められた制約事項および制限に加えて、デジタル商取引において所有者を識別する目的で信用証明書として使用するために公開鍵のデジタル署名電子証明書を発行する場合に、商用認証局として暗号機能の機械コードを使用することは、ライセンシーには許可されません。かかる証明書の発行の目的は、証明書の受領者と、商用認証局および受領者の両者から独立した別の当事者との間の商取引を保護することです。上述の目的に暗号機能を使用するために必要なライセンスの取得についての詳細は、ライセンシーの要求に応じて IBM から提供されます。

### Visa Format Preserving Encryption

暗号機能の機械コードには、Visa U.S.A., Inc. の Data Secure Platform (以下「DSP」といいます。)の一部を構成する VISA Format Preserving Encryption (以下「VFPE」といいます。)が含まれています。この機能を使用するには、Visa U.S.A., Inc. とのサービス契約が必要です。ライセンシーは、DSP/VFPE を使用する場合、ライセンシーは有効で拘束力と強制力のある、Visa とのサービス契約を維持する必要があります。詳しくは、Visa アカウント・マネージャーにお問い合わせいただくか、[P2PE@visa.com](mailto:P2PE@visa.com) をご覧ください。

### 移転

暗号機能の機械コードを別の当事者(機械、その暗号機能、またはその両方の移転に関し、暗号機能の機械コードが許可されている当事者)に移転する場合には、ご使用条件に定められたライセンシーの義務に加えて、ライセンシーは本特則およびご使用条件の複製をかかる当事者に提供することに同意するものとします。かかる当事者が本特則およびご使用条件の条件を受諾し、かかる当事者が関連機械の正当な所有者である場合に、IBM はかかる当事者に暗号機能の機械コードの使用を許諾します。